

【諮問第94号】

13川公審第26号
平成13年8月2日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 多賀谷 一 照

公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成12年2月28日付け11川ま開第1135号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

不服申立人の公文書閲覧等請求に対し、「開発行為の施行等の同意書(川崎市のものを除く。)及び排水接続承諾書(印鑑証明書、開発区域内権利者一覧表及び排水流末同意者一覧表を含む。)」を非公開とした実施機関の一部公開処分は、妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

平成11年12月7日、本件不服申立人(以下「不服申立人」という。)は、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、「開発行為許可申請書 建設(株)平成9年7月23日(イ)16号」の閲覧及び写しの交付請求をしたが、本件実施機関川崎市長(以下「実施機関」という。)は、平成11年12月21日に上記請求対象文書のうち、「開発行為の施行等の同意書(川崎市のものを除く。)及び排水接続承諾書(印鑑証明書、開発区域内権利者一覧表及び排水流末同意者一覧表を含む。)」(以下「本件文書」という。)並びに設計者の資格に関する申告書(一級建築士の免許証の写しを含む。)土質柱状図等地質調査に関する書類等については、当事者間の意思決定の状況が明らかになる、経歴等の個人情報でありプライバシーに係わる、技術上のノウハウ等が明らかになる、資産状況が明らかになる、法人の活動利益に係わるなどの理由を示し、条例第7条第1項第1号(個人情報)及び同第2号(法人情報)に該当するため非公開の扱いとし、その他書類を公開するとして一部公開処分を行い、非公開部分を除き閲覧及び写しの交付を行った。そのため、平成12年2月16日、不服申立人が条例第14条第1項に基づき、本件文書の閲覧等を求めて不服申立てを行ったのが本件不服申立て(当審査会諮問第94号事件)である。

3 不服申立人の主張要旨

平成12年5月24日付けの不服申立人の意見書及び平成13年3月13日実施の不服申立人の意見陳述によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

(1) 実施機関の「排水接続承諾書」に関する説明について

- ア 「既存の排水溝に接続する排水計画」にもかかわらず、既存の排水溝に接続することの承諾書は必要ない、という説明のように受け取れる。
- イ 既存の排水溝の所有者及び管理者との排水接続に関する合意が取られていることが、排水計画が成立するために必要な条件である。
- ウ 既存の排水溝に接続することが成立していない状態で開発許可が下りたことが不可解であり、排水接続の承諾に関する行政の判断根拠について明らかにする必要がある、情報公開すべきである。

(2) 実施機関の「排水流末同意者一覧表」に関する説明について

- ア この排水溝についての当事者は、維持管理を中心に行ってきた マンション管理組合(以下「管理組合」という。)である。
- イ 実施機関は、排水当事者のうち、誰が接続に同意したことを持って接続が成立していると判断したのかを明らかにすべきであり、排水流末同意の状況を公開することは当然である。

(3) 実施機関の「公開することが公益上必要と認められるものと解することはできない」

との説明について

ア 今後のトラブルを未然に防止し、円滑な維持管理を続け、排水の安全を確保し、住民の生命財産を守るという公益上、管理組合に排水接続の同意状況が公開されることは当然である。

イ 個人にかかわる情報とはいえ、その個人もこの排水溝を利用できるのは、排水溝所有・管理者他の同意・協力があるからであり、排水接続に同意したかどうかを共同管理者に公開されることに何の問題もないはずである。

(4) 実施機関の「排水溝の流下能力」に関する説明について

排水溝の維持管理がどのように保証されているから問題ないと言ってるのか、明確な説明を求めらる。

(5) 実施機関の「既存排水溝の所有権、管理権について争いがあることを聞いている」に関する説明について

争いがあるとは具体的にどの事実のことを指しているのか、また、建設(株)(以下「申請者」という。)から争いがあると聞いているとの表現だが、申請者からいつ、どのような報告があったのか、説明を求めらる。

(6) 実施機関の「条例第7条第1項第2号に該当する」に関する説明について

ア 活動利益を害することが明らかだとは、何がどう害されるのか説明を求めらる。

イ 申請者は、住宅供給という社会的使命を担っている企業であり、住宅の供給に伴う周辺の住民の生活・生命・財産への影響についても責任があるはずである。法人活動のこの社会的な責任についての情報を公開されることが法人活動の利益を害するとは思われない。

4 実施機関の主張要旨

平成12年4月14日付けの実施機関の処分理由説明書及び同年10月10日実施の実施機関からの事情聴取によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

(1) 本件開発行為の雨水排水については、開発区域内に存する雨水排水の流末として使用されていた経過のある開発区域外の既存の排水経路の一部を変更して、新たに民地に雨水枡を設置し、下流の既存の排水溝に接続する計画である。排水接続承諾書は、この新設される排水溝の土地所有者に対して、市の指導として当該排水溝の位置について支障ないことを確認するため、開発行為許可申請書に添付させたものである。

また、排水流末同意者一覧表についても、参考として公共下水道に至るまでの間に敷設されている民地内の既存排水溝の土地所有者が支障ないことを確認するため申請者から提出させたものである。

(2) 条例第7条第1項第1号では、個人に関する情報を保護するため、個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は、閲覧等を拒むことができると規定されており、排水接続承諾書については、本規定により公開することができないものとしたものである。

次に、条例第7条第1項第1号ウでは、法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるものは、個人情報であっても公開することができる

ものとしている。不服申立人は、排水承諾に関する土地及び排水溝使用に関する当事者間の意思決定状況を明らかにしない限り排水計画の成立性が不明であると主張するが、このことから、公開することが公益上必要と認められるものと解することはできない。

なお、排水溝については、法の基準による流下能力に支障ないことを審査し、問題はないものであり、その内容は公開している。

また、不服申立人は、開発区域外の既存の排水溝について管理者であると主張するが、申請者からは、その点に関して、新設される排水溝の土地所有者と既存排水溝の所有権、管理権について争いがあることを聞いている。

さらに、条例第7条第1項第2号の法人情報として、当該承諾書における土地使用等に関する申請者と土地所有者間の意思決定の内容は、当事者間の信頼関係をもとに形成されたものであるため、公開することは法人の活動利益を害することが明らかな情報に当たると判断する。

- (3) 以上のことから、本件請求について、排水接続承諾書は条例第7条第1項第1号の個人情報及び第2号の法人情報として公開できないものである。

5 審査会の判断

- (1) 不服申立人の開発行為許可申請書に係る公開請求に対し、実施機関側が非公開とした部分は、「開発行為の施行等の同意書（川崎市のものを除く。）及び排水接続承諾書（印鑑証明書、開発区域内権利者一覧表及び排水流末同意者一覧表を含む。）」である。これらの文書は、都市計画法に基づく開発行為許可申請において、法律上提出を義務づけられている文書ではないが、開発行為が隣接居住者等に支障を及ぼすことがないことを確認するために、実施機関が行政指導により、申請者に提出若しくは添付させたものである。したがって、法律上義務づけられた文書でないとしても、申請書に添付され、若しくは関係書類として受理されていることから、公文書として、条例の対象となる文書であるといえることができる。

- (2) 本件文書は、いずれも排水溝の土地所有者に対し、新設排水溝に係る承諾若しくは同意を求めるものであり、私人の意思表示を内容とする個人情報を含むものである。また、本件文書内には土地所有者の氏名が記載され、印影が捺印されている。したがって、条例第7条第1項第1号にいう個人情報に典型的に該当するものである。

しかしながら、個人情報であっても、条例第7条第1項第1号ただし書に該当する場合には、例外として公開することができる。同号ただし書の規定として、第一に、ア「何人でも法令の規定により閲覧することができるとされている情報」又はイ「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」である場合には、個人情報といえども公開されることとなる。これらについて検討するに、ある土地の所有者が誰であるかは法令により公にされているが、その所有者が新規の排水溝について同意をしているか否かは、当然には公開されるものではない。土地所有者の意向は、一部の関係者には明らかであり、また、所有者自身はそれを秘密にする意向を特段有していないとしても、かかる個人情報を実施機関が当然公開する必然性・必要性はない。

なお、申請者若しくは土地所有者に本件文書を提出させるに当たり、提出者が、そ

の文書の一般公開を事前に了承しているということは立証されておらず、実施機関限りでの利用を前提にしていた可能性がある。

第二に、本件文書に適用される川崎市情報公開条例では、個人情報に係る規定のただし書による例外公開は、前記ア又はイに該当する場合、若しくは、ウ「法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」である場合に限定されている。しかるに、平成13年4月から施行された新たな川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「新条例」という。）においては、ただし書きで個人情報といえども、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、例外的に開示されることがあるとされている。（新条例第8条第1号イ）。この規定を考慮にいれて本件文書を検討するに、排水溝の在り方は、人の健康、生活又は財産に影響を及ぼすことがあり、その意味でただし書に該当する場合があります。しかしながら、このただし書に該当するのは、例えば、排水溝の位置とか、予定流量、濾過装置の構造等により、地域住民の健康に被害が及び兼ねない場合であろう。また、例えば、特定の個人宅から放出された家庭排水に有害な成分が混入していたような場合、個人情報の保護という法益が、ただし書で保護される法益により凌駕されることもあり得るであろう。ところで、本件文書で、不服申立人が求めている土地所有者の同意書、承諾書は、排水溝の通過についての同意・承諾に過ぎず、それ自身としては人の健康、生活又は財産に、何ら直接影響を及ぼす可能性にある情報を含むものではない。したがって、このただし書も該当しない。

(3) なお、不服申立人は、排水溝を維持管理してきた不服申立人たちの立場からして、排水計画あるいは本件文書の公開を、不服申立人たちに対し当然行うべきであると主張する。しかしながら、川崎市の情報公開条例は、何人にも等しく情報の公開を行うことを目的とするものであって、特定の利害関係者による、その特別の利益・理由に基づく公開請求に応えるものではない。不服申立人が主張する利益が仮に法的に保護されるべきであるとしても、それは都市計画法、行政手続条例等の他の法制度の仕組みにのるべきものであり、情報公開条例で予定しているものではない。

また、排水溝を維持管理してきた不服申立人たちの立場は、私的利害関係者というよりは、自治会や交通安全協会等と同様に、地域における公益の担い手という側面を有している。このような立場にある者に対して、同じく公益の担い手である川崎市としては、新規事業に当たり、今後も既存排水溝の維持管理を担うことを委ねる不服申立人たちに、一定の情報を提供すべきであろう。ただし、これは情報公開条例とは異なる問題であり、当審査会の所掌範囲外であるので、これ以上の言及は差し控える。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 高岡 香

委員 多賀谷 一 照

委 員 安 富 潔